

(参考)

経済産業省

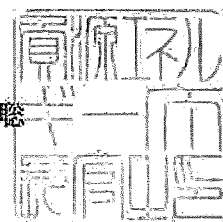
20170207資庁第6号

平成29年2月22日

一般社団法人全国LPガス協会

会長 北嶋 一郎 殿

資源エネルギー庁長官 日下部 聡



「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）の運用及び解釈の基準について（平成9年3月19日付け平成09・03・17資庁第1号）」の一部改正について

上記の件について、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）の運用及び解釈の基準について（平成9年3月19日付け平成09・03・17資庁第1号）」の一部を別紙のとおり改正したので、通知します。

つきましては、貴団体傘下の関係団体及び会員に周知をお願いします。

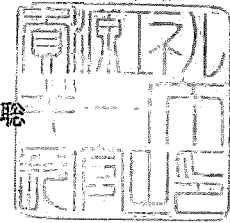
経済産業省

20170207資庁第6号

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）の運用及び解釈の基準について（平成9年3月19日付け平成09・03・17資庁第1号）」の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年2月22日

資源エネルギー庁長官 日下部 聡



「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）の運用及び解釈の基準について（平成9年3月19日付け平成09・03・17資庁第1号）」の一部を改正する規程

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）の運用及び解釈の基準について（平成9年3月19日付け平成09・03・17資庁第1号）」の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

この規程は平成29年6月1日から施行する。